

県所管域（指定都市・中核市を除く）

〔 共同生活援助事業所  
 特定相談支援事業所  
 障害者支援施設 〕 管理者・施設長 殿

神奈川県福祉子どもみらい局福祉部  
障害サービス担当課長  
( 公 印 省 略 )

### 障がい者グループホーム体験利用促進事業費補助金の活用について（通知）

本県の障害福祉行政の推進につきましては、日頃より格別の御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、県では、平成30年度より障がい者グループホーム体験利用促進事業費補助を実施しています。これは単に障害者支援施設等からの移行を目的とした利用だけでなく、対象となる利用者の方がグループホームで過ごすことを好まれるかの評価のための体験にも活用いただけます。

障害者支援施設等に入所等されている方のため、意思決定支援という観点からも、より積極的に活用いただくようお願いいたします。

#### 1 補助対象となる方

- ・ 障害支援区分5又は6の方
- ・ 障害児入所施設、障害者支援施設、病院その他これに準ずる施設に入所又は入院している方

※本補助の対象とならない方であっても、市町村から支給決定を受けてグループホームを体験利用（国の給付費のみ算定）することは可能です。

※本補助が交付決定された場合には、国の給付費に加えて、補助金を交付します。

#### 2 補助額

- (1) 体験利用の支援を提供するための人件費上乗せ相当額  
5,000円/日額
- (2) 体験利用者を受け入れるにあたって要する家賃一部相当額  
利用者が支払うべき家賃の1/2相当額（30,000円/月額を上限）

※体験先となるグループホームは、障害者支援施設等と同一法人でも構いませんが、補助対象はグループホームになります。

問合せ先  
障害福祉課施設指導グループ 中村  
電 話 045-210-1111（内4706）  
ファクシミリ 045-201-2051

## 障がい者グループホーム体験利用促進事業費補助金交付要綱の概要

### 1 補助対象者と支払先

障害支援区分が5以上であって現に施設等に入所等している者について、グループホームへ支払う。

補助の重複(同一居室における複数の家賃補助受給等)を防ぐため、グループホームを運営する事業者から申請書の提出を受け、各事業者に直接交付する。

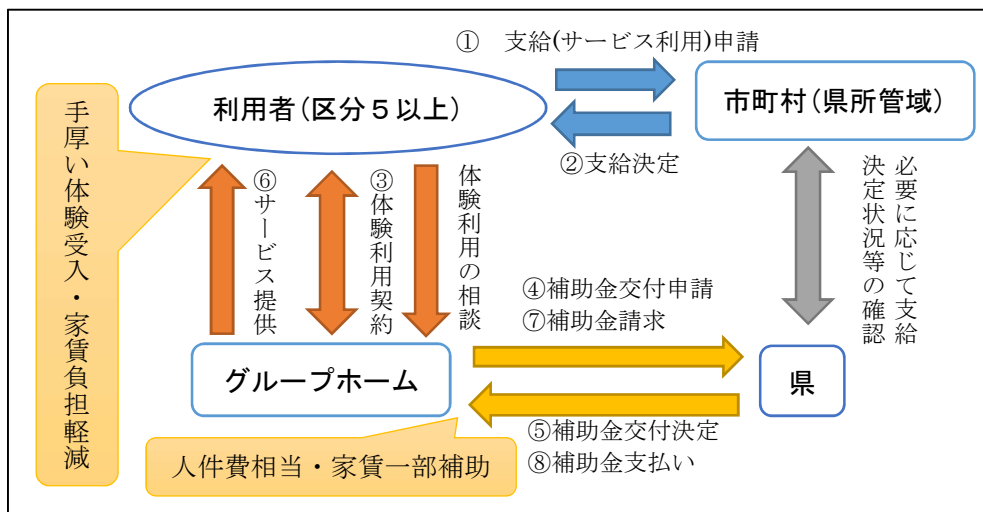
### 2 補助対象経費

- (1) 体験利用の支援を提供するための人件費上乗せ相当額
- (2) 家賃の一部相当額

### 3 補助単価(補助基準額)

- (1) 5,000円/人日とし、給付費による基本報酬の算定日数と連動する。
- (2) 月ごとに、利用者に請求される家賃の1/2相当額又は30,000円のいずれか低い額とする。

### 4 補助スキームと申請の流れ



利用者は、市町村の支給決定に基づきグループホーム(共同生活援助)事業者と契約し、利用する。

ここで、体験利用に係る補助を受ける場合には、次のことが分かる利用者の支給決定状況及び契約内容をもとに、補助に係る審査を行う。

- ・利用者の障害支援区分が5以上(5又は6)であること
- ・現に施設等に入所又は入院していること(その他必要な書類により確認)
- ・共同生活援助が支給決定されていること及びその期間
- ・体験利用に係る契約を締結している期間、居室及び家賃の額

### 5 施行期日

平成30年4月1日

## (参考) 補助制度利用の流れ

